

京都市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月30日

京都市職員共済組合
理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合規則第2号

京都市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則

京都市職員共済組合運営規則の一部を次のように改正する。

第16条の7を第16条の9とし、第16条の6の次に次の2条を加える。

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員である組合員の仮定給料)

第16条の7 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人の役職員である組合員に係る同条に規定する組合の運営規則で定める仮定給料は、組合員が地方独立行政法人から受ける給与のうち、月額をもって支給される給料に相当する額とする。

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員である組合員の仮定期末手当等)

第16条の8 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人の役職員である組合員に係る同条に規定する組合の運営規則で定める仮定期末手当等は、組合員が地方独立行政法人から勤務の対償として受ける給与のうち、3月を超える期間ごとに受けるものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)